

独自基準の概要

条例名	① 県道の構造の技術的基準等を定める条例 ② 県道に設ける道路標識の寸法を定める条例	
関係法律名	道路法	
条例委任された事項	① 県道の道路構造の技術的基準 ② 道路標識（案内標識及び警戒標識）の寸法	
独自基準の内容	国の基準又は規定（抜粋）	県の基準又は規定（抜粋）
	【県道の道路構造の技術的基準】 ・ 道路構造令において、道路の区分等ごとに定める設計基準交通量以下である場合は車線数は2とする。（設計基準交通量を上回る場合は車線数は4となる。） ・ 歩道、植樹帯等の幅員の数値基準を規定	⇒ 本県の交通特性を踏まえ、大型混入率が低い第三種道路について、道路構造令で定める設計基準交通量に1.2を乗じた値を設計基準交通量とする。 ⇒ 歩道、植樹帯等における「最低値、標準値等」等の数値基準の廃止
	【道路標識（案内標識及び警戒標識）の寸法】 ・ 警戒標識や案内標識（県道番号、待避所等）など、標識の内容が容易に判読できるものについて基準の1.3倍、1.6倍又は2倍に拡大することができる	⇒ 国の基準に加えて縮小率（1/2, 1/3）を規定
設定理由、目的、想定される効果	① 県道について独自基準を定めることにより、地域の実情に応じたより効率的な道路整備が可能となる。 ② 山間部や市街地部などでの幅員狭小な隘路区間では、従来の寸法の標識では設置する場所の制約を受けるため、独自基準を規定	